

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

（1）商号又は名称

前田建設工業（株）九州支店

（2）住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 4 番 1 号

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 18 日 から 令和 8 年 9 月 17 日 まで

3. 指名停止措置理由

上記業者は、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになった。

このことは、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成 2 4 年筑紫野市規則第 3 8 号）別表第 2 第 1 2 項に該当する。